

7. 政策的な占用料について

政策的な占用料について

論点

政策目的を反映した占用料額についてどう考えるか。
(現行占用料は、政令で定める額が上限。減額については、通達により措置している。)

検討案

- ・ 政策目的が適切に反映される必要。
- ・ 占用料算定に当たったの透明性、公正性が確保される必要があり、導入する場合には明確な基準が必要。
- ・ 売上収入額を勘案した占用料の算定方式以外にも方法がないか検討。

8. 激変緩和措置について

市町村合併等による区分の格上げについて

論点

市町村合併等により丙地から乙地に変更となるような場合について、占用の実態が変わらないにもかかわらず占用料の適用区分が変更となり、占用料が上昇することへの対応は必要ないか。

検討案

- ・ 行政区により区分している以上、合併等の影響は免れない。
- ・ 占用料算定の基礎となる所在地区分に変更があることから、本来は、合併の度に政令を見直すことが必要となるが、現実的ではない。
- ・ 占用料改定は、あまり間をおかずに行う必要。
- ・ 占用者の負担を考慮し、既存物件の激変緩和措置を設ける。

9. 有料道路における占有に係る公租公課について

占有許可により課される公租公課の負担のあり方について

論点

有料道路については、通常、公租公課が課されないが、有料道路の高架下などを占有許可することにより、当該場所に公租公課が課される場合がある。このような場合の公租公課の負担のあり方はどうか。

検討案

- ・ 対価説の観点から、占有許可することにより必要を生じた公租公課に相当する額の負担について、占有料制度上の措置が必要。
- ・ 公租公課が課されているのは定率物件であることも踏まえて検討。

10. その他

(1) 占有料の改定時期について

論点

占有料改定は、どの程度の間隔で行うべきか。

検討案

市町村合併その他の社会的動向を踏まえつつ、固定資産税評価額をベースとすることや改正幅が大きくなりすぎないようにすることから、3年程度ごとに改定を検討。

(2) 道路法第39条第2項但書の政令制定について

論点

未制定となっている道路法第39条第2項但書の政令を制定すべきか。

検討案

- ・ 地方自治・地方分権の観点などから、今回の改正にあわせて制定することは困難。
- ・ 対価説を基本として政令を制定することとなるが、その場合、基準として上限を定めることとなり、多くの地方公共団体が追従することが予想され、占用者への影響が大きいものと考えられる。
- ・ 中・長期的な検討課題として整理すべき。